

各分科会の議論の整理

Ⅲ 地域・家族の再生分科会の議論の整理

平成 19 年 5 月

1 今後の人口構造の変化と地域・家族をめぐる課題

我が国においては、急速な少子化の進行に歯止めがかからない状況が続いている。本年 1 月に発表された社会保障審議会の人口構造の変化に関する特別部会における議論の整理においては、

- ・ 現在の急速な少子化の進行は決して国民が望んだものではなく、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と実態との乖離が拡大していること
- ・ 今後の人口構造の変化を念頭に置くと、若者、女性、高齢者の就労促進により労働力人口の減少の緩和を図るとともに、これから生まれる子どもの数の減少をできるだけ緩和し、2030 年以降の急速な生産年齢人口の減少をカバーすることが必要であること
- ・ そのためには、仕事と子育ての両立が困難で有配偶女性の労働力率が低いという構造、すなわち就業したいという希望と子どもを生み育てたいという希望の二者択一を迫られる構造を変える必要があること
- ・ 各種の調査結果や研究結果からは、
 - ① 結婚には、家庭生活を送っていく上で必要な経済的基盤や雇用・キャリアの将来の見通し・安定性
 - ② 出産には、子育てしながら就業継続できる見通しや仕事と家庭生活の調和の確保の度合い
 - ③ 特に第 2 子以降の出産には、夫婦間の家事・育児の分担度合いや育児不安の度合いの影響が示唆されること

が明らかにされた。

これらの課題について戦略的に取り組むことが必要であり、とりわけ、国民一人ひとりが労働者として仕事上の責任を果たしつつ、生活者として家族生活など個人や家族のライフステージに応じた多様な希望の実現を可能とする「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要である。このような認識のもとで、当分科会の検討テーマである地域・家族をめぐる課題を考えると、「多様で公正な働き方の選択肢が充実し、結婚や出産・子育てと就労をめぐって様々な選択ができるような環境整備が進められる動きの中で、どのような選択をとったとしても、子どもの

成長を育むという家族の機能が果たされるよう、地域が家族を支援する体制を構築すること」と整理できる。

このため、多様な働き方の選択と、結婚や出産・子育てとが、二者択一にならないよう、社会的な制度や地域の子育て支援のサービス基盤を整備していくことが求められる。

また、どのようなライフスタイルを選択していたとしても、家庭における子育ては、すべての人に共通する営みであるが、これまで家族の役割に委ねられ、これに対する支援の必要性の十分な認識が共有されてきておらず、特に、専業主婦の育児不安が強いままの状態が続いている。地域における人のつながりが希薄化する中で、家庭における子育てを地域が支え、子どもの育ちを保障する体制の構築の必要性も高まっている。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた動きの中では、このような支援の必要性は、専業主婦に限らず、多様な働き方で就労する男性にも、女性にも、共通する課題であり、さらには、企業を含めた地域社会全体での取組が求められる問題である。

さらに、近年、児童虐待が増加しているが、子育ての孤立化の深まりや、子育て家庭を取り巻く経済的な状況の不安定化、様々な障害のある子どもに対する社会的支援の不足等により、家庭における子育て機能が十分に果たせないことによって困難な状況にある子どもや家庭に対する対応も課題となっている。「すべての子ども、すべての家族を応援する」という観点からは、こうした様々な事情により困難な状況にある子どもや家族への支援についても、地域における子育て支援の延長線上の課題として取り組まなければならない。

このように、すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を、子育て中の人もそうでない人も含めて地域全体で支えていくということが、今日の地域・家族をめぐって取り組むべき課題であり、地域における子育て支援の基本的な理念とされなければならない。

2 地域における子育て支援

一 家庭における子育て・親子関係への支援、地域の様々な主体による子育てへの配慮

(1) 地域子育て支援の基本的なメニューの面的な整備

専業主婦（夫）や育児休業中の者、短時間勤務など多様な働き方で就労しながら子どもと関わる時間を持つ者など、個々人が選択するライフスタイル、ライフサイクルに合わせて、すべての家庭に共通する家庭における子育て、あるいは親子関係への支援体制を構築することが必要である。

各種の子育て支援事業に関しては、各地方公共団体で次世代育成支援行動計画

が策定され、計画的な整備が進められつつあるが、各市町村における整備状況には地域差も大きく、国全体で打ち出されている各種の支援メニューが、個々人の生活圏の単位では必ずしも利用可能な状態にはなっていない。

このため、①すべての子育て家庭に対する「全戸訪問」、②子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」、③専業主婦（夫）や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」、④特に困難な状況を抱える家庭に対する「訪問支援」をはじめとした継続的な支援を、地域子育て支援の基本的なメニューとして位置付け、子育て家庭の生活圏ごとに、面的に整備していくことが必要である。

また、乳幼児期、学童期など各段階に応じた子育て講座を、身近な地域において親の多くが集まる機会を活用して実施するなど、きめ細かな家庭教育への支援が必要である。

(2) 当事者主体の取組の重視

地域の子育て支援を進めていくに当たっては、親の子育て負担の軽減という観点のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られる中で、親の役割の肩代わりではなく、父親・母親がともに協力し、主体的に参画していくことを促すことが重要である。NPO等による特定の課題解決に向けた取組や、自治会等地域の住民組織による子育て支援活動などが展開されつつあるが、このような子どもを育む地域住民のつながりの構築と人材の育成を図り、これらと行政とが協働して子育て支援活動を展開する中で、地域の人々のつながりに支えられ、親が自ら学び育ち、つながりの輪に加わっていくことを基本に置いた「当事者主体」の事業展開を図っていくことが必要である。

(3) 企業活動と子育て支援活動との連携、協働

社会全体で子育てしやすい地域づくりを進めていく上では、働く者が子育てしやすい環境整備や、地域の子育て家庭が利用しやすい商品・サービスの提供、子育て世帯への優遇措置の適用など、企業活動の中に子育て支援の要素を織り込んでいくことが求められる。

一部の地方公共団体では、これらの取組を進める企業に対して、「子育て応援の店」の登録制度を設けたり、入札資格における配慮等が行われているが、このように、地域づくりの中で企業による子育て支援をバックアップする取組を普及していくことが必要である。

あわせて、こうした取組が地域で進められていることが、子育て家庭に情報として伝わることが重要であり、一部地方公共団体で取り組まれているように、子育て当事者の参画の下で、「子育て支援サイト」や「子育てマップ」の作成などの方法で、子育て家庭に伝わりやすい形で情報発信することは有効である。

このような取組を各地方公共団体で進める上では、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定プロセスへ、企業やその従業員、子育て中の当事者等が参画するなどの体制を整備することも求められる。

3 多様な働き方を支える保育をはじめとする子育て支援サービス

(1) 内容、量ともに多様で弾力的な3歳未満児の保育サービスの拡充

出産・子育てと就労に関して、多様な選択が可能となる中で、出産の前後を通じて就労を継続する女性の割合は、今後高まっていくことが予想される。有配偶の女性の労働力率が8割程度となっているフランスやスウェーデンでは、認可保育サービスを利用する3歳未満児の割合が4割以上となっており、現在、この割合が2割程度となっている我が国においても、就業継続を希望する者が、質の保障された保育サービスが得られないことによりそれを断念している状況を克服する保育環境の整備が課題となる。

3歳未満児については、育児休業明けでの年度途中入所が必要な場合が多く、また、短時間勤務などの働き方の多様化に対応するためにも、多様で弾力的なサービスの仕組みの検討が必要である。

また、短時間や隔日、夜間帯や休日など、多様な就労時間・就労形態に対応した保育時間の設定や、病児・病後児の対応など、多様なニーズに合った保育サービスの提供も課題である。

このような状況に的確に対応していくためには、保育所による保育サービスの拡充だけでなく、家庭的保育（保育ママ）の充実や、その質を確保し安心して子どもを預けられる仕組みの検討、事業所内保育施設の地域での活用もあわせて進めていくことが必要である。

(2) 3歳以上児の親の就労形態の変化への柔軟な対応

3歳以上児については、保育所・幼稚園を合わせてみれば、量的な整備は進んでおり、一人ひとりの親のライフステージに応じた就労形態の変化に柔軟に対応できるよう、また、地域の子育て支援の拠点としての位置付けを含め、就学前の子どもへのニーズに総合的に対応できる拠点として、「認定こども園」制度の普及を図っていくことが必要である。

(3) 保育の質の確保と幼児教育機能の重視

子どもの育ち（発達）を保障する観点からは、量的な保育サービスの拡充が、保育の質の劣化を招くことのないよう配慮が必要である。また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こうした幼児教育重視の

流れの中で、保育所・幼稚園・認定こども園における教育機能の充実を図っていくとともに、小学校との連携を促進することが求められる。

(4) 学齢児の放課後対策

学齢期の放課後対策については、その普及状況を見ると地域差が大きく、放課後児童クラブ、18年度まで実施した地域子ども教室のいずれも行われていない空白市町村も、未だ存在している。また、放課後児童クラブは、主に小学校1～3年生を対象として進められてきたが、高学年期における安全な児童の居場所の確保や、多様な就労時間に対応した開所時間の設定も課題となっている。

さらに、本年度より「放課後子どもプラン」の推進を図ることとしているが、これを展開していく上で、子ども同士の交流や、退職者・高齢者などを活用した地域とのつながりを大切にする取組も求められている。

こうした実状を踏まえ、全小学校区への「放課後子どもプラン」の普及を図ることにより、幼児期から、高学年期まで円滑に、安全で健やかな活動場所を確保し、多様なニーズに対応した柔軟なサービスを提供していくことが必要である。

(5) 親も責任を持ち主体的に参画するサービス運営

親は単にサービスの受け手という発想ではなく、多様な経験や能力を持つ親の力を活かし、親の意見を活動に組み入れるとともに、親も責任を持って関わり、親同士が共に子どもの育ちの場をつくり出す仲間としてつながり、子どもとの関わりを深められ、親もともに育つようなサービス運営の在り方について検討する必要がある。具体的には、諸外国にみられるファミリー保育のような親仲間が主体となり運営する形態での家庭的保育や、保育所の運営、放課後子どもプラン等学齢児の諸活動に対する主体的な親の参画や、建設的な意見を反映する方策の検討が必要である。

4 困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組強化

ー 虐待等により家庭での養育が困難となった子どもたちに対する養護の拡充

(1) 家庭的養護の拡充等の社会的養護の質の向上に向けた取組

児童虐待の増加等に伴う子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、社会的養護の質の向上に向けた見直しが求められている。

このため、社会的養護を必要とする子どもたちを、家庭的な環境で養護していくため、里親委託、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進するとともに、子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系のあり方や、治療的ケアを含めた施設機能の強

化、家庭支援を含め地域全体で子どもを支えるための関係機関間の調整と役割分担による対応など地域ネットワークの確立について、検討していくことが必要である。

また、児童養護施設に入所している子どもの高校卒業後の進学率が低いこと等の実状を踏まえ、就労や進学の実支援や施設退所後の支援など年長児の自立支援のための取組の拡充を図っていくことが求められる。

また、支援の質の向上を図るため、社会的養護を担う人材とその専門性を確保するための仕組みを検討していくことが必要である。

(2) 子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた対策

施設内虐待が相次いでいるが、子どもの権利を守るべき機関において、権利の侵害が起こることは許されるものではない。この防止等を図るため、再発防止に有効な仕組みの導入や、第三者評価の充実、子どもが意見を表明する機会の担保等、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みを検討する必要がある。

(3) 社会的養護体制の拡充方策

社会的養護を必要とする子どもの数の増加や子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、都道府県等において整備目標を含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みを検討する必要がある。

5 安心して生み育てられる産科・小児科医療体制の確保

すべての地域において、子どもを安心して生み育てられるよう、必要な産科・小児科の医療体制を確保するため、医師が集まる拠点病院づくり、周産期医療ネットワークをはじめとした医療機関相互のネットワークの構築等の対策が進められているところであり、引き続き、実効性ある対策を推進していくことが必要である。

6 国民運動の展開

ー 自然に子育ての楽しさや大切さが受け継がれる国民運動の展開

様々なライフスタイルの選択を受け止めた上で、

- ・ 孤立化しがちな今日の世界の中での子育ての大変さを理解し、
- ・ 子どもを育てている人も、育てていない人も含め、社会全体で、生命を次代に伝え育てていくことや、子どもを慈しみ、守り育てることの大切さについての認識を共有し、

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、家族の中での分担、特に男性の家事・育児分担を進め、家族構成員間の絆をより深め、
- ・ 家族を支える地域の取組を進め、どの程度環境が改善しているのか情報を共有する

国民運動を展開し、自然に子育ての喜びや大切さが、これから子どもを生み育てていく若い世代に、また、子どもたち自身に受け継がれていくことが必要である。

7 まとめ

ここまで述べてきた家庭における子育てを支える地域の子育て支援や、多様な働き方を支える子育て支援サービスの拡充、さらには困難な状況にある子どもや家庭を支える地域の取組の強化については、いずれも、地方公共団体、とりわけ基礎自治体が、個々人の生活圏域において、子育ての当事者や地域住民の参画のもとで、それぞれの地域の実情を踏まえてニーズに応じていくことが求められている。基礎自治体において、このような施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、財源の確保を含めた制度的な枠組みについて、検討していくことが必要である。

各分科会の議論の整理

Ⅳ 点検・評価分科会の議論の整理

平成 19 年 5 月

1. はじめに

本分科会の主な役割は、次世代育成支援対策推進法に基づく地方公共団体の行動計画の数値目標の見直しに向けた検討等、今後の少子化対策の展開に資するため、①既の実施されている少子化対策について、運用面にも着目しつつ、施策の進捗状況を点検し評価を行うこと、②利用者の視点に立って少子化対策の有効性を点検・評価するための手法を検討することである。

ここでは、①を中心に議論の整理を行っているが、②についても重要な課題であり、今後、本分科会で検討することとしている。

2. 重点的に点検・評価すべきテーマ

少子化対策に関連する施策は極めて広範囲にわたることから、本分科会では、効果的な対策の再構築を図る上で特に検証が必要であると考えられる重点テーマを設定し、集中的に議論を行うこととした。

具体的には、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会「『出生等に対する希望を反映した人口試算』の公表に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理」（平成 19 年 1 月 26 日）において速やかに取り組むべきとされた施策分野、「子ども・子育て応援プラン」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）の進捗状況、内閣府ホームページの少子化に関する意見募集に寄せられた意見などをもとに、個々の施策の進捗状況や運用改善のほか、施策間の連携に着目しつつ、次のような重点テーマを設定し、問題の所在及び今後の方向を整理することとした。

【重点テーマ】

- 継続就業環境整備（育児休業制度、短時間勤務制度等が活用しやすいような働き方や仕事の仕方の見直し等）
 - ・ 育児休業や短時間勤務の充実・普及

- ・ 企業の子育て支援の取組の促進
- ・ 妊娠初期の休暇など、妊娠中の体調不良時の母性健康管理措置の徹底・充実 等

○ 保育環境の整備

- ・ 保育所の受入れ児童数の拡大（待機児童ゼロ作戦）
- ・ 多様な保育ニーズへの対応（延長保育、休日保育、夜間保育など）
- ・ 病児・病後児保育の拡充
- ・ 子どもの放課後対策 等

○ 育児不安の解消（専業主婦も含めた地域における育児支援、家庭内の育児負担等）

- ・ 地域における子育て支援拠点の拡充と人材育成、ネットワークづくり
- ・ 産科医療システム、小児医療システムの充実 等

※ 点検・評価に当たっては、継続就業環境整備と保育環境整備といった施策間の連携に着目する。

3. 問題の所在

2. において設定した重点テーマを中心に点検・評価した結果、これまで政府として少子化対策を推進し、継続就業環境や保育環境、地域の子育て支援の整備等は着実に進められてきているものの、制度の運用面などを中心に次のような問題点が明らかとなった。

(1) 継続就業環境整備について

① 女性の継続就業について

現在、女性の約 7 割が育児休業制度等の両立支援制度を利用する前に妊娠・出産を契機に離職しており、このうち約 3 割が両立環境が整わないことを理由に辞めている。具体的には、

- ・ 育児休業など両立支援制度が活用しにくい
- ・ 保育所の開所時間と勤務時間が合わない
- ・ 子どもの病気等で度々休まざるをえない

- ・ 自分の体力がもたない
などとなっている。

② 育児休業制度等の両立支援制度の利用について

育児休業制度等の両立支援制度は、法律に基づき該当者は誰でも利用できる制度であるが、労働者の約半数が雇用されている中小企業においては両立支援制度の利用が立ち遅れている。

中小企業において制度利用が立ち遅れている理由として、育児休業取得者等の業務をカバーできるような仕事の進め方ができていないことなどがある。

③ 男性の子育てについて

男性の多くは、仕事優先の働き方を前提とした企業の人材活用により、子育てに十分な時間をかけられない状況にある。例えば、6歳未満児の父親の1日あたりの家事関連時間は48分（うち育児が25分）となっており、他の先進諸国と比べても極めて短い。また、女性の育児休業取得率は平成11年の56.4%から17年の72.3%と着実に向上している一方、男性の取得率は11年の0.42%から17年の0.50%と極めて低い水準にとどまっている。

男性が子育てに十分な時間をかけられない理由として、男性が子育てしやすいような職場の雰囲気がない、キャリアや業務知識への影響に対する懸念などがある。

なお、キャリアや業務知識への影響は、女性労働者が育児休業制度等を利用しない、あるいは希望よりも利用期間を短くする原因でもある。

④ 仕事の仕方について

上記のように両立支援制度が十分に機能していない背景として、制度を利用すると、職場における業務遂行に支障が出るような業務管理・時間管理などの仕事の仕方になっていることがある。それは、労働者に両立支援制度の利用をためらわせ、上司や同僚にはその利用を積極的に受け入れにくくさせている。

(2) 保育環境の整備について

① 保育所の受入れ児童数の拡大（待機児童ゼロ作戦）について

保育所の着実な整備が進められ、平成16～18年の3年連続で待機児童は減少しているものの、次のような事情から抜本的な解消に至っていない。

- ・ 用地確保が困難（特に待機児童が多い都市部）

- ・ 低年齢児（0～2 歳児）の受入定員の不足（3 歳未満児の保育所入所割合が低い地域において、最近の保育需要に整備が追いついていない）
- ・ 地域内における待機児童の偏在
- ・ 保育所整備により保育の滞在需要が喚起される
- ・ 将来の保育需要が不明確（子どもの数の減少）
- ・ 市町村の財政的な制約

② 多様な保育ニーズへの対応について

就業形態・時間帯の多様化やサービス経済化等に伴い、多様な保育ニーズ（延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時保育）が高まっているにもかかわらず、十分対応できていない。

③ 子どもの放課後をめぐり問題について

子どもをめぐり事件の多発等に伴い、小学生も安心して過ごせる居場所づくりが必要とのニーズが近年急速に高まっているが、公園など学校以外で安心して活動できる場所が少ないことに加え、すべての児童を対象とした放課後対策が十分でないこと、開所時間の延長や高学年の利用、といった課題がある。

④ 継続就業環境整備と保育環境整備の連携について

保育所の年度途中の入所が難しいため、育児休業を途中で切り上げざるをえない、保育所の開所時間が勤務時間の実態に合っていないといった問題がある。

こうした問題の背景には、長時間労働や多様な働き方を選択できないことから、長時間の保育が必要になるなど、現在の働き方に起因している部分が多い。

また、現在の保育環境の整備は、フルタイム労働、長時間労働を当然視する働き方を前提とした保育ニーズに基づいて進められているが、働き方の多様化が進む中、それに応じた柔軟なサービスに対するニーズが今後一層高まることが予想される。

(3) 育児不安の解消について

① 家庭における子育てについて

4歳以上はほとんどが保育所又は幼稚園に入所している（約95%）一方、0～2歳児の約8割は在宅で子育てされている。家庭内の子育ては、核家族化や都市化の進展等に伴い、家庭の養育力や地域における相互助け合いが低下していることもあって、孤立化する傾向にある。

さらに、男性が長時間労働等により子育てに十分な時間をかけられないことが、在宅で子育てをする母親の育児不安を増大させている面がある。

こうした状況の中、専業主婦（夫）や育児休業中の者、短時間勤務等多様な働き方で就労しながら生活時間に子どもに関わる者など、家庭における子育てに関して、身近なところで、気軽につどい、相談・交流できる場がほしい、地域における子育て支援に関する情報がほしい、保護者の急病や育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため気軽に一時預かりサービスを受けたい、自らの家庭状況に応じた適切なサービスを受けたいといったニーズが高まっている。しかしながら、

- ・ 地域における子育て支援拠点等の整備や事業の内容がまだ十分に行き渡っていない
- ・ 気軽につどい、相談・交流しやすい場になっていない
- ・ 地域における子育て支援に関する情報の提供や個々の家庭状況に応じた適切なサービスの提供を行う体制が不十分

といった状況にある。

② 産科医療システム、小児医療システム

安心して妊娠、出産、子育てができる環境整備について、次のような問題がある。

- ・ 各病院に産科医が1人ずつ配置されるなど、医師の薄く広い配置などの勤務医の厳しい勤務環境
- ・ 産科における訴訟リスクの高まりに対する懸念
- ・ 小児科における病院（勤務医）への夜間・休日患者の集中
- ・ 小児科における親の専門医志向
- ・ 核家族化による育児不安等からくる、軽症での受診増

(4) 共通する課題

上記(1)～(3)の問題点をみると、育児休業制度等の両立支援制度を利用しやすい職場の雰囲気がない、子どもが病気になったときの対応が難しい、育児休業取得者等の業務をカバーすることが難しい、長時間労働により子育てに十分な時間をかけられない、長時間労働により延長保育や放課後児童クラブの開所時間の延長のニーズが高まるなど、その多くが仕事優先の働き方を前提とした企業の人材活用に起因したものとなっている。

近年、育児や介護、自己啓発、社会活動など、仕事以外の生活時間も充実させたい、あるいはライフステージに応じて働き方や労働時間を柔軟に変えたいという仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する働く人々のニーズが高まっているが、上記でみたように、多くの職場で従来の仕事優先の働き方が根強く残っており、ワーク・ライフ・バランスに対するニーズに対応できていない。

ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境整備のためには、企業は、労働者が仕事に投入できる時間に制約があることを前提とした業務管理や人材活用に切り替えていく必要があり、その取組は、企業の生産性向上に貢献することが期待できるとともに、労働者の仕事の意欲の向上や必要な人材の確保にもつながることになる。

労働者側からみても、仕事と生活の調和が実現できることで、働く人々も子どもや家族と過ごす時間が増え、親が子育ての喜びを実感できるとともに、子どもの健全な育ちにつながる。男女がともに子育てを行うことで、これまでの保育ニーズにも変化が生じることになるだけでなく、女性が継続就業しやすくなる。さらに、仕事以外の生活に活用できる時間が増えることによって、地域活動への参加の機会などが増える。また、少子化の原因となっている未婚化や晩婚化の進行の背景には様々な要因があるが、未婚の男女にとっては、様々な社会活動への参加が可能となり、様々な出会いの機会の増大にも資することになる。

(5) その他

そのほか、本分科会において、

- ・ 産前産後の休業期間中には多くの場合給与が支払われていないが、社会保険料が賦課されており、育児休業中の取扱いと比較しても、継続就業の環境整備の観点から問題である。
- ・ 現行の統計調査では、産前産後休業者及び育児休業者も含めた労働力人

口が把握されておらず、また、女性の継続就業率が継続的に把握されていない
といった点が指摘された。

4. 今後の方向

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

3. でみたように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備は、継続就業環境整備、保育環境の整備、育児不安の解消のすべてにおいて最も重要な課題となっており、次に掲げる対応方向に基づき、国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携して取り組むことが重要であり、その取組が家族、地域社会のあり方を大きく変えることにつながる。

なお、当面、現在の働き方を前提としたニーズに対応していく必要があるが、今後、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備が進むにしたがって、国民のニーズも変化していくことに留意が必要である。

(対応方向)

- ・ 労使の自主的取組等を通じた、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等により、家族が共に触れ合い、絆を深めるような時間を確保できるようにする。
- ・ 仕事と生活の調和ができるような柔軟な働き方を実現するため、労働者の事情に配慮した働き方の推進、仕事と家庭の両立が図られる環境整備の推進を図る。
- ・ どのような働き方をしても、公正に処遇され、個々人の生活上の必要に応じた働き方を選択できる条件整備を進める。
- ・ 子育てや介護などをしながら安心して働き続けられる基盤の整備のため、短時間勤務など多様な働き方に対応できるように、多様かつ柔軟な子育て支援サービスの提供を図る。

上記の対応方向に沿って、3. でみた各問題点の対応策を考えると、次の通りとなる。

(2) 個々の重点テーマについて

① 継続就業環境整備について

- ・ 子育てに十分に時間をかけることができていないという問題への対応として、業務管理や時間管理など仕事の仕方の見直し等により、効率的な業務遂行と長時間労働の是正を図る。
- ・ 育児休業制度等の両立支援制度の利用者がいると業務に支障が出るという問題への対応として、情報の共有化等、お互いの業務をカバーできる業務体制の構築を図る。
- ・ 育児休業制度等の両立支援制度を利用しやすい職場をつくるため、制度利用に対する企業経営者や管理職への意識改革、従業員への周知、企業による従業員のニーズ把握の取組の促進、情報共有化など休業者が出てカバーできるような仕事の仕方の見直しのためのノウハウ提供を行う。
- ・ 子どもの病気等への対応として、企業における子どもの看護休暇等の適切な運用、病児・病後児保育の充実を図る。
- ・ 社内規定がないなど育児休業制度等の両立支援制度の認知が不足している事業所に対し、法制度等の周知徹底を図る。
- ・ キャリアへの影響への対応として、制度利用者の評価ルールの明確化を図る。
- ・ 業務知識への影響への対応として、制度利用者に対し、育児休業中の業務関連情報の提供を図る。
- ・ 男性の子育てを支援するため、上記の取組に加え、男性の子育ての必要性に対する企業経営者や管理職への意識改革、従業員への周知、男性労働者の利用も念頭においた両立支援策の促進を図る。

② 保育環境整備について

1) 保育所の受入れ児童数の拡大、多様な保育ニーズへの対応

- ・ 単に待機児童の解消を目指すだけでなく、今後の有配偶女性の労働力率の上昇を視野に入れた、特に3歳未満児の保育サービスの計画的な拡充を図る。
- ・ 待機児童の問題は用地取得が難しい都市部で顕著であること、働き方の多様化によって柔軟な保育サービスに対するニーズが高まっていることなどから、家庭的保育等の多様で弾力的な保育サービスの活用を図る。
- ・ 多様な保育ニーズ（延長、休日・夜間、病児・病後児、一時保育）に

対応するため、保育サービス利用者の満足度を適切に把握し、それに応じた柔軟なサービスの提供を図る。その際、子どもの視点に立って子どもにとって適切な保育環境が確保されるよう、質の確保にも留意する。

2) 子どもが放課後も安心して過ごせる居場所づくり

- ・ 平成 19 年度から実施する「放課後子どもプラン」においては、各地域で実施されている放課後対策の実態や親のニーズを踏まえ、事業の円滑な実施を図る。
- ・ すべての児童を対象とした放課後対策を含め、「放課後子どもプラン」を推進する中で、開所時間の延長の取組や高学年利用、適正規模化の課題に対応する。

③ 育児不安の解消について

1) 子育て、親子関係への支援

- ・ 身近に歩いて行けるような距離感で、地域子育て支援拠点を整備する。
- ・ 専業主婦だけでなく、育児休業中の者や男性の子育てへの支援など、すべての家庭を対象とした子育て支援の展開を図る。
- ・ 地域子育て支援事業を進める上で、気軽に集い、相談・交流しやすい場になるよう、父母が主体的に参画しやすい環境を整備し、行政や関係者と協働する活動を推進する。
- ・ 在宅子育て家庭でも気軽に利用しやすい一時預かりサービスの拡充を図る。
- ・ 学生・主婦・退職者等のボランティア等を活用した子育て支援の人材の確保を図るとともに、地域の子育て支援拠点における人材育成や質の確保を図る。

2) 産科医療システム、小児医療システムの充実

- ・ 産科医の減少、分娩実施施設数の減少、地域偏在への対応として、医師が集まる拠点病院づくり、周産期医療ネットワークをはじめとした医療機関相互のネットワークの構築、産科医の確保、産科医療補償制度の検討、助産師の活用などを行う。
- ・ 夜間・休日患者の集中、軽症での受診増等による小児科勤務医の繁忙感から深刻化している問題への対応として、拠点病院づくり、医療機関相互のネットワーク構築、小児科医の確保、小児救急電話相談事業の充実を図る。

- ・ 医師の労働環境の改善を図る。

④ その他

- ・ 産前産後の休業期間中の社会保険料負担の取扱いについて、必要となる財源にも留意しつつ、育児休業と同様に免除にすることを含めて検討する。
- ・ 産前産後休業者及び育児休業者も含めた労働力人口を把握することについて検討する。
- ・ 女性の継続就業率を継続的に把握することについて検討する。

5. おわりに

以上の点及び他分科会における検討も踏まえ、今後、具体的な施策の見直し等の検討を行うとともに、それらの施策を実効ある形で進めるために、地方公共団体や企業の行動計画、さらには「子ども・子育て応援プラン」の見直しにつなげていくことが必要である。

委員名簿

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議構成員名簿

(少子化社会対策会議委員)

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

(有識者)

いけだ 守男 株式会社資生堂相談役(日本経済団体連合会少子化対策委員
会委員長、日本商工会議所特別顧問)

いわぶち かつよし 東北福祉大学教授、産業経済新聞客員論説委員

きよはら けいこ 三鷹市長

こが のぶあき
古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長

さとう ひろき
佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授

ひぐち よしお
樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授

よしかわ ひろし
吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授

〔有識者については五十音順・敬称略〕

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 分科会名簿

(1) 基本戦略分科会

◎吉川	洋	東京大学大学院経済学研究科教授
阿藤	誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
逢見	直人	日本労働組合総連合会副事務局長
駒村	康平	慶應義塾大学経済学部教授
杉山	千佳	有限会社セレーノ代表取締役、子育て環境研究所代表
高橋	秀夫	(社)日本経済団体連合会経済第三本部長
土居	丈朗	慶應義塾大学経済学部准教授
西川	一誠	福井県知事

(2) 働き方の改革分科会

◎樋口	美雄	慶應義塾大学商学部教授
阿部	正浩	獨協大学経済学部准教授
北浦	正行	(財)社会経済生産性本部事務局次長
木村	邦明	日本電気株式会社国内営業企画本部人事統括マネージャー
小杉	礼子	労働政策研究・研修機構人材育成部門統括研究員
武石	恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
長谷川	三千子	埼玉大学教養学部教授
藤木	信彰	共立印刷株式会社取締役管理部長
山口	洋子	日本労働組合総連合会副事務局長
横山	知子	日本アイ・ピー・エム株式会社S&D人事部

(3) 地域・家族の再生分科会

- ◎岩淵 勝好 東北福祉大学教授
- 池本 美香 株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
- 鹿毛 弘通 社会福祉法人扶助者聖母会星美ホームファミリーソーシャルワーカー
- 見城 美枝子 青森大学教授
- 汐見 稔幸 白梅学園大学副学長
- 篠原 文也 テレビ東京解説委員
- 庄司 順一 青山学院大学文学部教授
- 高橋 史朗 明星大学人文学部教授
- 中橋 恵美子 特定非営利活動法人わははネット理事長
- 宮島 香澄 日本テレビ報道局記者
- 森 貞述 高浜市長
- 山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授
- 山田 昌弘 東京学芸大学教育学部教授

(4) 点検・評価分科会

- ◎佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授
- 渥美 由喜 株式会社富士通総研主任研究員
- 案田 陽治 日本サービス・流通労働組合連合副会長
- 大日向 雅美 恵泉女学園大学・大学院教授
- 大矢 和子 株式会社資生堂常勤顧問
- 奥山 千鶴子 特定非営利活動法人びーのびーの理事長
- 藤本 保 大分こども病院長
- 前田 正子 (財)横浜市国際交流協会理事長

(注) ◎は分科会主査